

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る行政処分公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく行政処分を公表するに当たっての必要な事項を定め、もって、事業者、産業廃棄物処理業者、特別管理産業廃棄物処理業者等の意識の啓発を図り、不適正処理の発生防止に資することを目的とする。

(公表の対象とする行政処分)

第2条 次の各号のいずれかの行政処分を行った場合は、当該行政処分について公表するものとする。

- (1) 法第14条の3の2（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可の取消し
- (2) 法第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の事業の停止

2 次の各号のいずれかの行政処分を行った場合は、当該行政処分について公表することができる。

- (1) 法第9条の2の2の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可の取消し又は法第15条の3の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し
- (2) 法第9条の2の規定に基づく一般廃棄物処理施設の使用の停止又は法第15条の2の7の規定に基づく産業廃棄物処理施設の使用の停止
- (3) 法第9条の2、法第15条の2の7又は法第19条の3の規定に基づく改善命令
- (4) 法第19条の5又は法第19条の6の規定に基づく措置命令
- (5) 法第12条の6の規定に基づく勧告（当該勧告に従わなかった場合に限る。）

(公表の方法)

第3条 前条の規定により公表を行う場合は、次の方法により行うこととする。

- (1) 報道機関への資料提供
- (2) 茨城県ホームページ（廃棄物対策課ホームページ）への掲載。ただし、ホームページへの掲載期間は掲載日より5年以内とする。

(公表の時期)

第4条 公表は行政処分を行った後、概ね1週間以内に行うものとする。ただし、第2条第2項に規定する行政処分の公表であって、当該行政処分の名あて人が当該行政処分を

履行しない場合の公表については、この限りではない。

(公表の内容)

第5条 公表の内容は次の各号のいずれかによる。ただし、ホームページに掲載する場合にあつては、内容を適宜、簡略化することができる。

(1) 第2条第1項に規定する行政処分を行った場合

事業者名(代表者名を含む。)、住所、許可の内容、処分年月日、行政処分の内容及び行政処分を行った理由

(2) 第2条第2項第1号又は第2号に規定する行政処分を行った場合

事業者名(代表者名を含む。)、住所、施設の種類及び設置場所、処分年月日、行政処分の内容及び行政処分を行った理由

(3) 第2条第2項第3号又は第4号に規定する行政処分を行った場合

事業者名(代表者名を含む。)、住所、処分年月日、行政処分の内容、行政処分を行った理由及び命令を履行した場合はその旨

(4) 第2条第2項第5号に規定する行政処分を行った場合

事業者名(代表者名を含む。)、住所、処分年月日、行政処分の内容及び行政処分を行った理由

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則 この要領は平成18年4月1日から施行する。

付 則 この要領は平成23年4月1日から施行する。